



目 次	ページ
告 示	
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税 務 課)	1
○介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者福祉課)	2
○介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業の廃止の届出 ( " )	3
○介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定の辞退の届出 ( " )	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 ( " )	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関に係る事業所の名称の変更の届出 ( " )	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関に係る事業所の所在地の変更の届出 ( " )	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による施術機関の指定 ( " )	4
○種畜証明書の書換え交付の通報 (畜産振興課)	4
○保安林の解除予定の通知 (治山林道課)	4
○保安林の指定 ( " )	5
○公共測量の実施の通知 (用地対策課)	5

○道路の区域変更 (2件) (道 路 課)	5
○道路の供用開始 (2件) ( " )	5
○2年以内に事業が執行される予定の道路の指定 (2件) (建築指導課)	6
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	6
○ " (2件) ( " )	6
○平成25年度クリーニング師試験の実施 (食品・衛生課)	7
○ふぐ処理師試験の実施 ( " )	7
○第38期高知県労働委員会労働者委員 (補欠) 候補者推薦要領 (雇用労働政策課)	7
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	8
○土地改良区の役員の退任 ( " )	8
○土地改良区の定款変更の認可 (2件) ( " )	8
○土地改良区の清算人の就職 ( " )	8
○県営土地改良事業の計画の定め ( " )	8
○漁港漁場整備法による所有者不明の工作物等の措置 (漁港漁場課)	8
○建設業法に基づく処分 (5件) (建設管理課)	9
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (6・4 揭示)	10
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数 ( " )	11
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 ( " )	11
○政治団体設立の届出	11
○政治団体異動の届出	11
○政治団体解散の届出	11
監査公表	
○高知県職員措置請求についての監査の執行結果	11
正 誤	
◎正誤 (平25・3・28付け 規則ほか)	17

-----  
告 示  
-----

**高知県告示第397号**  
 地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。  
 平成25年6月18日  
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 氏名  
野並 昭州
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地  
四万十市古津賀1619
- 3 取消し年月日  
平成25年4月24日

高知県告示第398号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者、同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者及び同法第53条第1項の規定による指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成25年6月18日

高知県知事 尾崎 正直

介護保険事業所番号	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
3971100197	ニコニコケア株式会社	香南市赤岡町256番地5	平成24年10月1日	居宅介護支援事業所あい	香南市赤岡町569番地3	居宅介護支援
3972400778	株式会社ひまわり	吾川郡いの町天王南二丁目13番地8	〃	居宅介護支援事業所ひまわり	吾川郡いの町天王南二丁目13番地8	居宅介護支援
3970900324	有限会社ハートセンター	宿毛市中央二丁目9-6	平成24年10月5日	デイサービスセンター・くすの木	宿毛市中央二丁目9-6	通所介護 介護予防 通所介護
3970200311	エミナ合同会社	室戸市吉良川町甲1952番地7	平成24年11月1日	デイサービスエミナ	室戸市吉良川町甲1947番地1	通所介護 介護予防 通所介護
3971200179	株式会社ワイ・エム・インターナショナル	土佐市高岡町乙1179-21 105号	平成24年11月20日	デイサービスたからまち	香美市土佐山田町宝町四丁目4番32号 YSマンション101号室	通所介護 介護予防 通所介護
3971000280	株式会社介援隊	四万十市具同5303番地4	平成24年12月1日	ヘルパーステーション介援隊	四万十市具同5303番地4	訪問介護 介護予防 訪問介護
3971000298	〃	〃	〃	居宅介護支援事業所介援隊	〃	居宅介護支援
3972501211	株式会社アクトワ	高岡郡四万十町東町7番4号	〃	居宅介護支援事業	高岡郡四万十町大正512-1	居宅介護支援

3971200187	社会福祉法人日ノ御子会	香美市物部町大柵字宮ノナロ89番1	平成24年12月28日	〃	〃	短期入所生活介護事業所にろうごう	短期入所生活介護
3971200195	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
3970500579	医療法人みずほ会	須崎市多ノ郷甲5748番地1	平成25年1月4日	介護付有料老人ホームケアビレッジとさ	土佐市蓮池1231番2	特定施設入居者生活介護 介護予防 特定施設入居者生活介護	特定施設入居者生活介護 介護予防 特定施設入居者生活介護
3970500587	〃	〃	〃	〃	〃	デイサービスケアビレッジとさ	通所介護 介護予防 通所介護
3971100205	特定非営利活動法人フレンジドライブ	高知市大津乙114番地4	平成25年1月4日	きとうせや	香南市野市町中ノ村1425-13	通所介護 介護予防 通所介護	通所介護 介護予防 通所介護
3972400786	株式会社道	吾川郡いの町枝川1039番地1	平成25年1月7日	訪問介護事業所あずみ	吾川郡いの町枝川319	訪問介護	訪問介護
3970400606	合同会社ゆいまーる	高知市大津甲141番地1	平成25年1月14日	デイサービスセンターこはる南国	南国市篠原1739番地5	通所介護 介護予防 通所介護	通所介護 介護予防 通所介護
3971100213	株式会社浜あざみ	香南市赤岡町590番地	平成25年2月1日	デイサービス浜あざみ	香南市赤岡町551番地	通所介護 介護予防 通所介護	通所介護 介護予防 通所介護
3972400786	株式会社道	吾川郡いの町枝川1039番地1	〃	訪問介護事業所あずみ	吾川郡いの町枝川319	介護予防 訪問介護	介護予防 訪問介護
3972501229	株式会社彩り	高岡郡越知町越知丙737番地	〃	ヘルパーステーション	高岡郡越知町越知丙737番地	訪問介護 介護予防	訪問介護 介護予防

				オン彩り		訪問介護
--	--	--	--	------	--	------

## 高知県告示第399号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業の廃止について、次のとおり届出があった。

平成25年6月18日

高知県知事 尾崎 正直

介護保険事業所番号	届出者の名称	届出者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
3960890022	医療法人清悠会	土佐清水市天神町14-18	平成24年3月31日	訪問看護ステーションしみず	土佐清水市天神町14-18	訪問看護 介護予防 訪問看護
3972400372	いの町	吾川郡いの町1700番地1	〃	いの町立特別養護老人ホーム吾北荘	吾川郡いの町下八川丁1676番地	短期入所 生活介護 介護予防 短期入所 生活介護
3972400729	合同会社タムラメディカルケア	吾川郡いの町天王南五丁目4番地1	平成24年9月30日	デイサービス天王	吾川郡いの町天王南五丁目4番地1	通所介護 介護予防 通所介護
3912511064	医療法人青雲会	高岡郡佐川町乙1777番地	平成24年12月31日	医療法人青雲会清和病院指定居宅介護支援事業所	高岡郡佐川町乙1777番地	居宅介護 支援
3970500488	土佐市	土佐市高岡町甲2017番地1	平成25年3月31日	土佐市デイサービスセンター陽だまり	土佐市高岡町甲1792番地2	通所介護 介護予防 通所介護
3970500025	〃	〃	〃	老人短期入所施設ほほえみ	〃	短期入所 生活介護 介護予防 短期入所

						生活介護
3960790040	社会福祉法人黒潮福祉会	四万十市古津賀3742番地17	〃	訪問看護ステーション黒潮	四万十市中村愛宕町28番地	訪問看護 介護予防 訪問看護
3971000140	株式会社C I J ウェーブ	四万十市具同田黒三丁目8番10号	〃	デイサービスセンターしまんと	四万十市具同田黒三丁目8番10号	通所介護 介護予防 通所介護
3972300036	土佐町	土佐郡土佐町土居194番地	〃	土佐町居宅介護支援事業所	土佐郡土佐町土居206番地	居宅介護 支援

## 高知県告示第400号

介護保険法（平成9年法律第123号）第91条の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の指定の辞退について、次のとおり届出があった。

平成25年6月18日

高知県知事 尾崎 正直

介護保険事業所番号	届出者の名称	届出者の主たる事務所の所在地	辞退年月日	施設の名称	施設の所在地	サービスの種類
3972400372	いの町	吾川郡いの町1700番地1	平成24年3月31日	いの町立特別養護老人ホーム吾北荘	吾川郡いの町下八川丁1676番地	介護福祉 施設サー ビス

**高知県告示第401号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成25年6月18日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医療機関の所在地 指定年月日  
 福島歯科医院 須崎市青木町6-5 平25・5・1

**高知県告示第402号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成25年6月18日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医療機関の所在地 廃止年月日  
 福島歯科医院 須崎市青木町6-5 平25・4・30

**高知県告示第403号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成25年6月18日

高知県知事 尾崎 正直

区分	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	変更年月日
変更前	デイサービスセンター「岩丸荘」	吾川郡仁淀川町土居甲921-1	社会福祉法人仁淀川町社会福祉協議会 吾川郡仁淀川町大崎264-8	平成25年4月1日
変更後	デイサービスセンター池川			

**高知県告示第404号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成25年6月18日

高知県知事 尾崎 正直

区分	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	変更年月日
変更前	サポートセンターほのか	吾川郡仁淀川町土居甲921-1	社会福祉法人仁淀川町社会福祉協議会 吾川郡仁淀川町大崎264-8	平成25年3月23日
変更後		吾川郡仁淀川町大崎264-8		
変更前	デイサービスセンター池川	吾川郡仁淀川町岩丸848	〃	平成25年4月1日
変更後		吾川郡仁淀川町土居甲921-1		
変更前	デイサービスセンター「とちの木園」	吾川郡仁淀川町大崎366-2	〃	平成25年4月14日
変更後		吾川郡仁淀川町大崎264-8		

**高知県告示第405号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定による施術機関として、次のとおり指定した。

平成25年6月18日

高知県知事 尾崎 正直

施術者氏名	施術者住所	指定年月日
吉村 由華	高岡郡佐川町甲1065番地12号	平成25年5月1日

**高知県告示第406号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換え交付した旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年6月18日

高知県知事 尾崎 正直

種畜証明書番号等	申請の事由	変更後	変更前
11252669939 岩重久（全和褐222） 牛 褐毛和種	種畜の飼養者の住所及び氏名の変更	高岡郡佐川町高知県畜産試験場	南国市高知大学農学部附属暖地フィールドサイエンス教育研究センター
11253305973 建依別（全和褐220） 牛 褐毛和種	種畜の飼養者の住所及び氏名の変更	南国市高知大学農学部附属暖地フィールドサイエンス教育研究センター	高岡郡佐川町高知県畜産試験場
11140048877 盛司（全和褐原96） 牛 褐毛和種	種畜の飼養者の住所及び氏名の変更	吾川郡いの町筒井 英夫	吾川郡いの町岡林 正純

**高知県告示第407号**

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年6月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
土佐市甲原字勘重3686の47

- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

**高知県告示第408号**

次の森林を保安林に指定したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成25年6月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定に係る保安林の所在場所  
高岡郡津野町三間川字岩瀬ノ上253の1、字名水谷272、273の2
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字名水谷272・273の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第409号**

高知市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成25年6月3日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成25年6月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類  
公共測量（空中写真測量、写真地図作成及び修正数値図化）
- 2 作業期間  
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- 3 作業地域  
高知市（鏡地区及び土佐山地区を除く。）

**高知県告示第410号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、

道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、平成25年6月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成25年6月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石鎚公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町長澤字アド194番1	前	6.1 13.5	62
	後	13.3 27.6	62
吾川郡いの町長澤字アド193番1	前	7.1 15.4	79
	後	10.0 33.7	79

**高知県告示第411号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、平成25年6月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年6月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 昭和中村
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町野々川字下モ川平440番9地先から	前	4.0 16.9	216

高岡郡四万十町野々川字上川平441番26まで		19.3	216
	後	26.8	

**高知県告示第412号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成25年6月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年6月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 興津窪川
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町興津字元谷山2501番15から 高岡郡四万十町興津字松尾地山2500番2まで	167	平成25年6月18日
高岡郡四万十町興津字神子谷山2486番26	34	平成25年6月18日

**高知県告示第413号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成25年6月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年6月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松原窪川
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町宮内字開放15番1から 高岡郡四万十町宮内字開放15番10まで	244	平成25年6月18日

**高知県告示第414号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路法（昭和27年法律第180号）による新設の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして次のとおり指定する。

平成25年6月18日

高知県知事 尾崎 正直

起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐市宇佐町井尻字村中129番2	土佐市宇佐町井尻字北渡り上り98番3	5.0	116.0

**高知県告示第415号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路法（昭和27年法律第180号）による新設の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして次のとおり指定する。

平成25年6月18日

高知県知事 尾崎 正直

起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡越知町越知字北屋敷甲832番	高岡郡越知町越知字南屋敷甲856番イ	4.0	136.0
高岡郡越知町越知字南屋敷甲853番	高岡郡越知町越知字大西屋敷甲902番3	4.0	14.0

-----  
**公 告**  
-----

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成25年5月28日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成25年5月28日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的
平成25年5月28日	特定非営利活動法人高知県難聴者・中途失聴者協会	津野 郁雄	高知市鳴部999番地11	この法人は、主として難聴者・中途失聴者に対してコミュニケーション手段等として要約筆記奉仕員養成、要約筆記奉仕員派遣、難聴者文芸教室、広報活動に関する事業等を行い、もって難聴者等の福祉の向上及び社会的地位と公益の増進を図ることを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成25年5月29日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成25年5月29日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

| 申請の<br>あった<br>年月日 | 定款変更に係る特定非営利活動法人 |            |                        |                                                    |
|-------------------|------------------|------------|------------------------|----------------------------------------------------|
|                   | 名称               | 代表者の<br>氏名 | 主たる<br>事務所<br>の所在<br>地 | 定款に記載された目的                                         |
| 平成25年5月29日        | 特定非営利活動法人アスリネット  | 山本 綾子      | 南国市陣山943番地             | この法人は、青少年を含む市民に対して、スポーツ技能指導、競技環境整備寄与に関する事業等を行い、もって |

青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成25年5月29日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成25年5月29日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人				
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的	
平成25年5月29日	変更前 特定非営利活動法人しあわせみかん山	岩間 未来	香南市夜須町上夜須715番地	この法人は、後継者不在の空き果樹畑を循環型農園として活用し、多様な活動を通じて、参加する人々へ健康的で心豊かな生活の創造、大自然と人がしあわせに共生する社会を構築する環境社会の創造を図り、農山村地域の活性化、及び千年先の未来のことまで考えた地球環境の保全に、寄与することを目的とする。	
	変更後	〃	〃	〃	この法人は、後継者の居なくなった畑を「地球にやさしい自然栽培に生

				産者・消費者・地域が一体となって取り組む」場所として活用し、健康的で心豊かな生活の創造、大自然と人がしあわせに共生する地域社会の創造を図り、千年先の未来につながる地球環境の保全に、寄与することを目的とする。
--	--	--	--	---

~~~~~  
 クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成25年度クリーニング師試験を次のとおり行う。  
 平成25年6月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 試験の日時  
平成25年8月29日（木）午前9時から
- 試験の場所  
高知市丸ノ内二丁目4-1 高知県保健衛生総合庁舎5階会議室
- 受験資格  
次のいずれかに該当する者であること。  
 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する高等学校の入学資格を有する者  
 (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者
- 受験願書及び添付書類  
 (1) 受験願書（県所定の様式によること。）  
 (2) 履歴書（最終学歴を明記すること。）  
 (3) 受験資格を証明する書類又はその写し  
 (4) 写真（手札型（縦7センチメートル・横6センチメートル程度）とし、出願前6月以内に撮影した正面・無帽・上半身像のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）  
 (5) 受験資格を証明する書類又はその写しに記載されている氏名と現在の氏名とが異なる場合は、当該受験資格を証明する書類又はその写しに記載されている氏名から現在の氏名への変更の経緯が分かる戸籍の抄本又は個人事項証明書（日本

- 国籍を有しない者については、戸籍の抄本又は個人事項証明書に代えて住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等の記載のある住民票の写し)
- 受験願書の配付場所  
県内各福祉保健所及び高知県健康政策部食品・衛生課並びに高知市保健所
- 受験願書の受付期間  
平成25年7月8日（月）から同月22日（月）まで。ただし、郵送による場合は、平成25年7月22日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 受験願書の提出先  
 (1) 県内に居住する者は、住所地又はクリーニング所の所在地を所管する福祉保健所（当該住所地又はクリーニング所の所在地が高知市である場合にあっては、高知市保健所）  
 (2) 県外に居住する者は、高知県健康政策部食品・衛生課（高知市丸ノ内一丁目2-20）
- 試験科目  
 (1) 衛生法規に関する知識  
 (2) 公衆衛生に関する知識  
 (3) 洗濯物の処理に関する知識及び技能
- 試験手数料  
7,000円（高知県収入証紙を受験願書に貼り付けること。）

~~~~~  
 ふぐ取扱い条例（昭和36年高知県条例第34号）第11条第1項の規定による平成25年度ふぐ処理師試験を次のとおり行う。  
 平成25年6月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 試験の期日  
平成25年10月21日（月）
- 試験の場所  
高知市南久万58-1 RKC調理師学校
- 試験科目及び時間  
 (1) 筆記試験（午前10時から） 食品衛生学、ふぐの知識及び衛生関係法規  
 (2) 鑑別試験（午前11時30分から） ふぐの種類及び部位の鑑別  
 (3) 実技試験（午後1時30分から） ふぐの処理の実技
- 受験の手續  
県所定の様式による受験願書1通に次の書類を添えて提出すること。  
 (1) 2年以上ふぐ処理に関する知識及び技能を習得した旨を直接指導したふぐ処理師が証明した証明書1通  
 (2) 写真1枚（名刺型とし、出願前3月以内に撮影した正面、脱帽及び上半身像で、裏面に氏名を記載したもの）

- 受験手数料  
5,280円（高知県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。）
- 受験願書の受付期間  
平成25年9月9日（月）から同月20日（金）までの間（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで受け付ける。  
なお、郵送の場合は、平成25年9月20日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 受験願書の提出先  
 (1) 県内居住者は、住所地又は営業所を所管する福祉保健所（当該住所地又は営業所が高知市である場合にあっては、高知市保健所）  
 (2) 県外居住者は、高知県健康政策部食品・衛生課（高知市丸ノ内一丁目2-20）
- その他の注意事項  
 (1) 受験願書を郵送する場合は、封筒の表面に「受験願書在中」と朱書きし、書留郵便とすること。  
 (2) 受験者は、試験当日、受験票及び受験票に指示している物を持って午前9時50分までに試験会場に集合すること。  
 (3) 不明な点については、高知県健康政策部食品・衛生課（電話番号088-823-9672）又は最寄りの福祉保健所に問い合わせること。

~~~~~  
 高知県労働委員会の第38期労働者委員に欠員が生じたため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により補欠の委員を任命したいので、推薦資格のある労働組合は、次の要領により、労働者委員の候補者を推薦してください。  
 平成25年6月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 第38期高知県労働委員会労働者委員（補欠）候補者推薦要領
- 候補者を推薦する者の資格  
本県の区域内のみに組織を有する労働組合であって、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合することを高知県労働委員会に証拠を提出して立証したものであること。
  - 候補者資格  
特別の資格条件を要しない。ただし、労働組合法第19条の12第6項において準用する同法第19条の4第1項の規定により、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者は、委員となることができない。

- 3 委員の数及び任期  
補欠の委員の数は1人で、任期は前任者の残任期間とする。
- 4 推薦手続  
推薦資格のある労働組合は、県所定の推薦書にその推薦資格を立証するため高知県労働委員会の組合資格審査決定書の写しを添えて推薦すること。
- 5 推薦締切日  
平成25年7月5日（金）
- 6 推薦書の提出先  
高知県商工労働部雇用労働政策課

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、永田土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成25年6月18日

			高知県知事	尾崎 正直
役名	氏名	住 所		
(退任)				
理事	竹島 洋	南国市立田	242-1	
〃	北村 孝俊	〃 〃	682	
〃	吉井 清隆	〃 〃	679	
〃	北村 良雄	〃 〃	1039	
〃	北村 博	〃 〃	960	
〃	北村 憲一	〃 〃	227	
〃	吉田 幸子	〃 〃	737	
監事	北村 嘉道	〃 〃	1031-1	
〃	溝渕 泰三	〃 〃	951	
(就任)				
理事	竹島 洋	南国市立田	242-1	
〃	北村 孝俊	〃 〃	682	
〃	北村 良雄	〃 〃	1039	
〃	北村 博	〃 〃	960	
〃	北村 剛	〃 〃	915	
〃	吉田 邦明	〃 〃	703-6	
〃	北村 憲一	〃 〃	227	
監事	北村 嘉道	〃 〃	1031-1	
〃	溝渕 泰三	〃 〃	951	

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、室戸市西山台地土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成25年6月18日

高知県知事 尾崎 正直

|    |       |                |
|----|-------|----------------|
| 役名 | 氏名    | 住 所            |
| 理事 | 尾崎 文彦 | 室戸市羽根町 甲1121-1 |
| 〃  | 竹崎 直壽 | 〃 〃 甲 328-1    |
| 〃  | 藤戸 敬吉 | 〃 〃 甲 594-6    |
| 〃  | 岡村 辰雄 | 〃 〃 甲 76-イ     |
| 〃  | 小松 弘之 | 〃 吉良川町乙3820    |
| 〃  | 森岡 秀男 | 〃 〃 乙5368-7    |
| 〃  | 小松 健二 | 〃 〃 甲2176-1    |

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、高知市大津乙部土地改良区の定款の変更を平成25年5月29日に認可した。

平成25年6月18日

高知県知事 尾崎 正直

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、久礼田土地改良区の定款の変更を平成25年6月3日に認可した。

平成25年6月18日

高知県知事 尾崎 正直

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、室戸市西山台地土地改良区から次のとおり就職した清算人の届出があった。

平成25年6月18日

高知県知事 尾崎 正直

氏名	住 所
尾崎 文彦	室戸市羽根町 甲1121-1
竹崎 直壽	〃 〃 甲 328-1
藤戸 敬吉	〃 〃 甲 594-6
岡村 辰雄	〃 〃 甲 76-イ
小松 弘之	〃 吉良川町乙3820
森岡 秀男	〃 〃 乙5368-7
小松 健二	〃 〃 甲2176-1

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（宿毛東地区農村地域防災減災事業ため池整備事業（用水施設）（旧地域ため池総合整備事業））の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成25年6月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類  
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成25年6月18日から同年7月17日まで
- 3 縦覧場所  
宿毛市役所
- 4 その他  
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

~~~~~

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）の措置を次のとおり行う。

平成25年6月18日

室戸岬漁港漁港管理者  
高知県知事 尾崎 正直

- 1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量
  - (1) 室戸市室戸岬町 室戸岬漁港臨港道路
    - ア FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.80メートル、船幅1.50メートル）
    - イ FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長3.30メートル、船幅1.65メートル）
    - ウ FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.90メートル、船幅1.60メートル）
  - (2) 室戸市室戸岬町 室戸岬漁港漁船保管施設用地
    - ア 金属船1隻（船名及び船舶番号不明、船長3.50メートル、船幅1.50メートル）
    - イ 木船1隻（船名及び船舶番号不明、船長6.60メートル、船幅1.60メートル）
    - ウ FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.15メートル、船幅1.50メートル）
  - (3) 室戸市室戸岬町 室戸岬漁港漁港環境整備施設用地
    - ア FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.70メートル、船幅1.40メートル）
    - イ FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.90メートル、船幅1.55メートル）
  - (4) 室戸市室戸岬町 室戸岬漁港第5号泊地
    - ア FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.20メートル、船幅1.40メートル）
    - イ FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.50メートル、船幅1.60メートル）
- 2 所有者の行うべき措置



工作物等の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に室戸岬漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなければならない。

### 3 漁港管理者の措置

室戸漁港漁港管理者は、所有者等が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を除却し、漁港漁場整備法第39条の2第5項の規定により、当該工作物等を保管するものとする。

なお、保管後に所有者が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者に当該工作物等の除却及び保管に要した費用を請求するものとする。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づく処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成25年6月18日

高知県知事 尾崎 正直

#### 1 処分をした年月日

平成25年6月3日

#### 2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号

株式会社龍生

代表取締役 近澤 克昌

土佐市宇佐町宇佐2827番地8

高知県知事許可（特）第2453号

#### 3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく建設業の営業の停止

##### （1）停止を命ずる営業の範囲

とび・土工事業に関する営業（注文者からとび・土工・コンクリート工事を請け負う営業をいう。）のうち、公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。以下同じ。）に係るもの又は民間工事（公共工事以外の建設工事をいう。）であって補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体が交付する給付金でこれらに類するものをいう。）の交付を受けているもの

##### （2）営業の停止の期間

平成25年6月18日から同年8月16日までの60日間

#### 4 処分の原因となった事実

株式会社龍生の越知支店長は、越知町が平成22年11月18日を入札日として施行した町民総合運動場グラウンド施設整備工事の指名競争入札に際し株式会社高橋組に当該工事を落札させようと企て、同社の代表取締役及び従業員と共謀の上、公正な価格を害する目的で同社を落札予定業者とし、他の入札参加業者が同社の入札価格を上回る金額で入札することにより、当該工事を同社に落札させる旨を協定し、もって談合し、このことについて、平成25年4月12日付けで須崎簡易裁判所から情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第60条及び第96条の3第2項の規定に違反するとして、株式会社龍生の越知支店長に対して罰金30万円の略式命令がなされ、平成25年5月1日にその刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号の規定に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づく処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成25年6月18日

高知県知事 尾崎 正直

#### 1 処分をした年月日

平成25年6月3日

#### 2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号

有限会社片岡組

代表取締役 片岡 大介

高岡郡越知町黒瀬555番地

高知県知事許可（特）第970号

#### 3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく建設業の営業の停止

##### （1）停止を命ずる営業の範囲

とび・土工事業に関する営業（注文者からとび・土工・コンクリート工事を請け負う営業をいう。）のうち、公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。以下同じ。）に係るもの又は民間工事（公共工事以外の建設工事をいう。）であって補助

金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体が交付する給付金でこれらに類するものをいう。）の交付を受けているもの

##### （2）営業の停止の期間

平成25年6月18日から平成26年6月17日までの1年間

#### 4 処分の原因となった事実

有限会社片岡組の代表取締役は、越知町が平成22年11月18日を入札日として施行した町民総合運動場グラウンド施設整備工事の指名競争入札に際し株式会社高橋組に当該工事を落札させようと企て、同社の代表取締役及び従業員と共謀の上、公正な価格を害する目的で、同社を落札予定業者とし、他の入札参加業者が同社の入札価格を上回る金額で入札することにより当該工事を同社に落札させる旨を協定し、もって談合し、このことについて、平成25年4月12日付けで須崎簡易裁判所から情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第60条及び第96条の3第2項の規定に違反するとして、有限会社片岡組の代表取締役に対して罰金50万円の略式命令がなされ、平成25年5月1日にその刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号の規定に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づく処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成25年6月18日

高知県知事 尾崎 正直

#### 1 処分をした年月日

平成25年6月3日

#### 2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号

有限会社大成システム

代表取締役 岡林 正明

高岡郡越知町越知甲1623番地4

高知県知事許可（般・特）第6236号

#### 3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく建設業の営業の停止

##### （1）停止を命ずる営業の範囲

建築工事業に関する営業（注文者から建築一式工事を請け負う営業をいう。）のうち、公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規

則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。以下同じ。）に係るもの又は民間工事（公共工事以外の建設工事をいう。）であって補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体が交付する給付金でこれらに類するものをいう。）の交付を受けているもの

(2) 営業の停止の期間

平成25年6月18日から平成26年6月17日までの1年間

4 処分の原因となった事実

有限会社大成システムの代表取締役は、越知町が平成22年11月18日を入札日として施行した町民総合運動場グラウンド施設整備工事の指名競争入札に際し株式会社高橋組に当該工事を落札させようとして、同社の代表取締役及び従業員と共謀の上、公正な価格を害する目的で、同社を落札予定業者とし、他の入札参加業者が同社の入札価格を上回る金額で入札することにより当該工事を同社に落札させる旨を協定し、もって談合し、このことについて、平成25年4月12日付けで須崎簡易裁判所から情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第60条及び第96条の3第2項の規定に違反するとして、有限会社大成システムの代表取締役に対して罰金30万円の略式命令がなされ、平成25年5月1日にその刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号の規定に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づく処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成25年6月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 処分をした年月日  
平成25年6月3日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号  
織田建設有限会社  
代表取締役 織田 隆寛  
高岡郡越知町越知甲1874番地  
高知県知事許可（般・特）第244号
- 3 処分の内容  
建設業法第28条第3項の規定に基づく建設業の営業の停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲

とび・土工工事業に関する営業（注文者からとび・土工・コンクリート工事を請け負う営業をいう。）のうち、公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。以下同じ。）に係るもの又は民間工事（公共工事以外の建設工事をいう。）であって補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体が交付する給付金でこれらに類するものをいう。）の交付を受けているもの

(2) 営業の停止の期間

平成25年6月18日から平成26年6月17日までの1年間

4 処分の原因となった事実

織田建設有限会社の代表取締役は、越知町が平成22年11月18日を入札日として施行した町民総合運動場グラウンド施設整備工事の指名競争入札に際し株式会社高橋組に当該工事を落札させようとして、同社の代表取締役及び従業員と共謀の上、公正な価格を害する目的で同社を落札予定業者とし、他の入札参加業者が同社の入札価格を上回る金額で入札することにより当該工事を同社に落札させる旨を協定し、もって談合し、このことについて、平成25年4月12日付けで須崎簡易裁判所から情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第60条及び第96条の3第2項の規定に違反するとして、織田建設有限会社の代表取締役に対して罰金30万円の略式命令がなされ、平成25年5月1日にその刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号の規定に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づく処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成25年6月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 処分をした年月日  
平成25年6月3日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号

有限会社岡村鉄工  
代表取締役 岡村 豊明  
高岡郡越知町越知乙785番地  
高知県知事許可（般）第7033号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく建設業の営業の停止  
(1) 停止を命ずる営業の範囲

建築工事業に関する営業（注文者から建築一式工事を請け負う営業をいう。）のうち、公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。以下同じ。）に係るもの又は民間工事（公共工事以外の建設工事をいう。）であって補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体が交付する給付金でこれらに類するものをいう。）の交付を受けているもの

(2) 営業の停止の期間

平成25年6月18日から平成26年6月17日までの1年間

4 処分の原因となった事実

有限会社岡村鉄工の代表取締役は、越知町が平成22年11月18日を入札日として施行した町民総合運動場グラウンド施設整備工事の指名競争入札に際し株式会社高橋組に当該工事を落札させようとして、同社の代表取締役及び従業員と共謀の上、公正な価格を害する目的で同社を落札予定業者とし、他の入札参加業者が同社の入札価格を上回る金額で入札することにより当該工事を同社に落札させる旨を協定し、もって談合し、このことについて、平成25年4月12日付けで須崎簡易裁判所から情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第60条及び第96条の3第2項の規定に違反するとして、有限会社岡村鉄工の代表取締役に対して罰金30万円の略式命令がなされ、平成25年5月1日にその刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号の規定に該当する。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規

定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、12,598人である。

平成25年6月4日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

**高知県選挙管理委員会告示第27号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、171,646人である。

平成25年6月4日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

**高知県選挙管理委員会告示第28号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成25年6月4日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知市選挙区	92,496人
室戸市、東洋町選挙区	5,486人
安芸市、芸西村選挙区	6,569人
南国市選挙区	13,219人
土佐市選挙区	8,003人
須崎市選挙区	6,658人
宿毛市、大月町、三原村選挙区	8,303人
土佐清水市選挙区	4,505人
四万十市選挙区	9,789人
香南市選挙区	9,244人
香美市選挙区	7,833人
奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区	3,403人
長岡郡、土佐郡選挙区	3,895人
吾川郡選挙区	9,127人
高岡郡選挙区	17,894人
黒潮町選挙区	3,539人

**高知県選挙管理委員会告示第29号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成25年6月18日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者指名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
藤崎憲裕後援会	藤崎 憲裕	隅田 たか子	吾川郡いの町天王南八丁目4-5	平25・5・5
行政改革の会	植垣 健二	田中 耕之郎	土佐清水市中浜591-6	平25・5・15
谷田道子後援会	谷田 実	那須 文雄	四万十市中村丸の内1707-41	平25・5・15
和田義嗣後援会	和田 義嗣	和田 義嗣	土佐郡土佐町有間285番地	平25・5・15
川上智子後援会	川上 智子	川上 和孝	高岡郡津野町芳生野甲25番地の2	平25・5・24

**高知県選挙管理委員会告示第30号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成25年6月18日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	高知県柔道整復師連盟	瀬戸島 孝夫	黄之瀬 吉男	異動なし	平25・5・23
異動後		小川 八十一	吉田 憲正		

**高知県選挙管理委員会告示第31号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成25年6月18日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
伊東正光後援会	土佐郡大川村小松28番地2	近藤 政武	解散	平25・4・5
立石大輔後援会	室戸市吉良川町乙3500	仙頭 正造	解散	平25・5・8
小松一志後援会	高知市葛島一丁目10-57	小松 一志	解散	平25・5・13
山本竹子後援会	土佐市蓮池5637-2	福永 光明	解散	平25・5・24

-----  
**監 査 公 表**  
-----

**監査公表第9号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、平成25年3月25日 安芸郡東洋町 澤山保太郎から提出のあった高知県職員措置請求について監査を行い、同年5月15日に監査結果を通知したので、同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年6月18日

高知県監査委員 中面 哲  
同 桑名 龍吾  
同 坂本 千代  
同 朝日 満夫

（原文登載）

**高知県職員措置請求監査報告書**

- 第1 請求の受理  
1 請求人 安芸郡東洋町 澤山 保太郎  
2 請求の内容 請求人提出の高知県職員措置請求書による措置内容及び請

求の理由は、次のとおりである。

(1) 措置内容(原文登載)

県は、土佐電気鉄道株式会社(以下土佐電鉄と呼ぶ)に対し、以下の補助金の支出の中止及び過去の補助金の返還をさせることを求める。すなわち、

ア 土佐電鉄に対する平成25年度の一切の補助金(約5,566万円)の支出をやめること。

イ 土佐電鉄に対して行った過去5年間の全ての補助金(約1億4,200万円)を返還させること。

ウ 土佐電鉄社長Aが社長となっている土佐グリーンパワーへの施設整備補助金(約16億2,600万円)をやめること。

を求める。

(2) 請求の理由(原文登載)

ア 高知新聞本年3月22日付朝刊、同3月23日付の朝刊の報道によると、土佐電鉄の社長A及び会長Bが広域暴力団幹部と深いつながりがあり、それとの関係を誇示して株主に応対していた事実が明らかにされた。

イ この事実は高知県暴力団排除条例の第6条に該当する。さらに、記事の内容から考えて、ホテルにまで行って暴力団幹部と会談していること、その暴力団の威力を実際に対外的に示威していることからすると、『暴力団員による不当な行為の防止に関する法律』の第10条の①「何人も、指定暴力団に対し、暴力的要求行為をすることを要求し、依頼し、又は唆してはならない。」に抵触する疑いがある。

これは、土佐電鉄が、実質上暴力団との間にいわゆる企業舎弟の関係を結び結んでいたと考えられる。

ウ 記事の内容からわかることは、土佐電鉄社長及び会長の暴力団とのつながりは、相当古くからであり、少なくとも2007年に高知市のホテルで関係する以前からであったことは間違いない。

エ この様な反社会的団体とのつながりがありそれを誇示する人間や企業に対して県が公金を持って補助金を支出することは、間接的に暴力団の存在とその跳梁を援護することにつながり、断じて許されることではない。

オ 土佐電鉄の今回の暴力団との事実は、その事業・財政運営の在り方と合わせ、もはや県内の公共交通を担当する資格を失っており、何ら公金をもって支援するに値しないことを示している。

カ 土佐電鉄の上記の違法行為は地方自治法第232条の3の規定(法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬ)に抵触する。

(3) 事実を証する書面

ア 平成25年3月22日付け高知新聞朝刊の記事の写し  
イ 平成25年3月23日付け高知新聞朝刊の記事の写し  
ウ 土佐電鉄の「企業情報」(情報サイト検索結果の写し)

3 請求の要件審査

本件請求は、平成25年3月25日に受付し、要件審査の結果、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条に規定する要件を具備しているものと認め、同日付けで受理した。

第2 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

(1) 請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成25年4月9日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

その際、請求人から、平成25年度の土佐電気鉄道株式会社(以下「土佐電鉄」という。)に対する委託料の支出差止めの請求が追加された。

併せて、次のとおり新たな証拠の提出があった。

ア 平成25年3月26日付け高知新聞朝刊の記事の写し(2ページ)

イ 高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。)

ウ 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程(平成23年3月訓令第1号。以下「暴排規程」という。)

(2) 同日、高知県産業振興推進部交通運輸政策課(以下「交通運輸政策課」という。)に対して陳述の機会を与えた。

2 監査対象事項

請求の趣旨及び陳述内容から、次の(1)から(3)までの土佐電鉄及び土佐グリーンパワー株式会社(以下「土佐グリーンパワー」という。)に対する補助金の支出について、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「補助金規則」という。)第4条第1項ただし書に該当し、違法又は不当な公金の支出に当たるとして返還命令又は支出の差止めを行う必要があるかどうかを監査対象とした。

(1) 平成20年度から平成24年度までの土佐電鉄に対する補助金

(2) 平成25年度予算措置されている土佐電鉄に対する補助金

(3) 平成25年度予算措置されている土佐グリーンパワーに対する補助金

なお、平成25年4月9日の請求人陳述で追加された、土佐電鉄に対する平成25年度の委託料の支出差止めについては、委託契約においては、仮に不適切な相手方との契約であったとしても契約の履行自体に問題がなければ、委託料の支出に

より県に財産的損害が発生する可能性がなく、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を満たさないため監査対象としない。

3 監査対象機関

監査対象とした補助金の支出に関する事務を所管している交通運輸政策課及び高知県林業振興・環境部木材産業課(以下「木材産業課」という。)を監査対象機関とした。

4 監査の実施

平成25年5月7日に委員監査を行った。

5 関係人調査

法第199条第8項の規定に基づき、平成25年5月7日に高知県警察本部刑事部組織犯罪対策課(以下「組織犯罪対策課」という。)に対して、関係人調査を実施した。

第3 監査の結果

請求人の主張は認められないので、本件請求を棄却する。以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

監査の結果、次の事実を確認した。

(1) 今回の事案について

平成24年5月8日に土佐電鉄社内において、土佐電鉄代表取締役社長(当時)及び代表取締役会長(当時)が株主と面談した際に、社長が元暴力団組長(故人)の写真を見せ、関係を示すとともに、現役の指定暴力団の名前を出したといったことが新聞で報道され、インターネット映像などを通じた情報があるものの、2で後述するように、土佐電鉄の内部調査について県から再調査の要請が出されているなど、現時点ではその具体的な詳細が明らかにされておらず、執行機関としても、その事実認定が行われていない状況にある。

(2) 関係条例、規則等について

ア 暴排条例

この条例は、官民一体となった暴力団排除のための各種施策を強力に推進するために制定され、平成23年4月1日から施行された。

この条例の規定のうち事業者に関するものとしては、第5条第2項において事業者の責務として「事業者は、基本理念に基づき、その行う事業に関し、暴力団との社会的に非難されるべき関係を絶つよう努めるとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めなければならない。」と定めている。

また、第18条においては、事業者は、その行う事業に関し、暴力団を利用してはならないこと、第19条においては、事業者は、その行う事業に関し、暴

力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益の供与をすること等の行為をしてはならないこと等を定めている。

そして、第25条において公安委員会は、第19条第1項に定める利益供与の禁止に係る義務違反の疑いがある者に対しては必要な調査を行い、義務違反者に対しては勧告等の措置を講じることができると定めている。

イ 暴排規程

この規程は、暴排条例第6条から第8条までの規定に基づき、県の事務及び事業における暴力団の排除を徹底し、公平かつ公正な県政運営を確保するため必要な事項を定めるために制定され、平成23年4月1日から施行された。

第2条では排除措置の内容や、排除措置対象者に該当するものを具体的に定め、また、第4条では契約等の相手方が排除措置対象者に該当するか否かについて排除措置担当所属長（排除措置の対象となる県の事務及び事業を担当する所属の長をいう。）と組織犯罪対策課長が行う情報提供等（照会、回答、通知等）を定めている。

そして、第5条では「排除措置担当所属長は、前条第2項の規定による回答又は同条第3項の規定による通知により、契約等の相手方が排除措置対象者に該当すると認めるときは、やむを得ない事由があると認められるときを除き、排除措置を講ずるものとする。」としている。

ウ 補助金規則

この規則は、補助金等の交付に関し基本的な事項を定めているが、県補助金等の交付から暴力団を排除するため、平成23年3月に一部改正され、同年4月1日から施行された。

主な改正内容は、次のとおりである。

(ア) 暴力団排除条項の追加（第4条第1項ただし書）

第4条第1項本文では、知事は、補助金等の交付申請があったときは、必要な審査等を行い、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする旨を定めている。

改正により、ただし書として「ただし、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。」及び次の各号が追加されている。

第1号 暴力団（暴排条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。

第2号 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

第3号 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるとき。

第4号 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

第5号 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

第6号 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

第7号 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

第8号 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

第9号 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

第10号 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(イ) 交付決定の取消事由の追加（第15条第1項第2号）

第15条第1項では、知事は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる旨を定めている。（裁量規定）

改正により、同項第2号として「第4条第1項ただし書各号のいずれかに該当したとき。」を追加している。

なお、第16条第1項の規定では、知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて当該補助金等を返還させるものとする旨が定められている。

(ウ) 経過措置

改正に伴う経過措置として、附則に「この規則の施行の日前に補助金等の額が確定され、又は補助金等が交付されたものについては適用しない。」と定められている。

したがって、平成22年度補助金であっても、その額の確定及び交付がいずれも平成23年4月1日以後に行われた場合は、上記(ア)及び(イ)の改正後の規定が適用される。

エ 補助金交付要綱

補助金の交付に関し必要な事項については、補助金規則第24条の規定に基づき、個々の補助金ごとに補助金交付要綱が定められ、運用されている。

(3) 監査対象とした補助金の名称、執行状況等証拠書類等から、5月7日現在で次のとおりであることを確認した。

ア 平成20年度から平成24年度までの土佐電鉄に対する補助金（交通運輸政策課所管）

年度	補助金名	額の確定日	交付日	確定額（円）
H24	鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金	H25.4.12	未交付	12,712,963
	公共交通実証実験事業費補助金	H25.3.19	未交付	675,928
	バス運行対策費補助金	H25.1.25	H25.1.31	13,449,000

H23	鉄道軌道輸送対策事業費補助金	H24. 4. 12	H24. 4. 26	6,416,771
	安全安心の施設整備事業費補助金	H23. 10. 31	H23. 11. 11	5,280,000
	バス運行対策費補助金	H24. 3. 12	H24. 3. 19	13,627,000
H22	鉄道軌道輸送高度化事業費補助金	H23. 4. 4	H23. 4. 16	6,898,393
	安全安心の施設整備事業費補助金	H22. 12. 16	H23. 1. 6	3,023,333
	バス運行対策費補助金	H23. 3. 10	H23. 3. 23	12,319,000
H21	鉄道軌道輸送高度化事業費補助金	H22. 3. 9	H22. 3. 23	5,833,333
	安全安心の施設整備事業費補助金	H22. 3. 31	H22. 4. 28	9,560,000
	安全安心の施設整備事業費補助金	H22. 3. 25	H22. 4. 16	13,333,333
	バス運行対策費補助金	H22. 3. 17	H22. 3. 26	16,337,000
H20	鉄道軌道近代化設備整備事業費補助金	H21. 3. 31	H21. 4. 27	5,620,333
	バス運行対策費補助金	H21. 3. 26	H21. 3. 31	17,302,000

イ 平成25年度予算措置されている土佐電鉄に対する補助金（交通運輸政策課所管）

年度	補助金名	交付決定日	交付日	予算額（円）
H25	安全安心の施設整備事業費補助金	未申請	未定	38,875,000

	バス運行対策費補助金	未申請	未定	16,790,000
--	------------	-----	----	------------

ウ 平成25年度予算措置されている土佐グリーンパワーに対する補助金（木材産業課所管）

年度	補助金名	交付決定日	交付日	予算額（円）
H25	木質バイオマス施設整備事業費補助金	H25. 4. 26 債務負担行為	H26年度	1,626,150,000

(4) 執行機関の対応経過

平成25年3月22日に、土佐電鉄に関する新聞記事が掲載された。同月25日に県は県議会各常任委員会で、その経緯について報告し、平成25年度の土佐電鉄関連予算のうち、直ちに県民生活に支障が生じる事業以外の予算の執行凍結が決議された。その後、県は暴排規程に基づく文書照会の手続きを行い、4月1日には平成25年度の予算の執行を凍結した。

同月13日には土佐電鉄が臨時取締役会で会長と社長の辞任を承認し、同月16日に県へ報告書（取締役調査委員会が作成）を提出して記者会見を行い、報告書を公表した。

県はこれを受け、同月22日に土佐電鉄に対して第三者委員会による再調査を要請するとともに、翌23日に県議会各常任委員会で、土佐電鉄に対して再調査を要請したことを説明した。

また、土佐グリーンパワーについては、同月16日に役員会が開催され役員体制が変更（代表取締役の辞表の受理）となり、同日県への報告とともに事業の円滑な執行のため早急に事業に取り掛かりたい旨の要望があった。

これを受け、県は同月23日の商工農林水産委員会に対して、個別案件として土佐グリーンパワーのその後の経過を報告し、併せて同社への予算の凍結解除を諮り、了承された。この凍結解除を受け、同月25日に土佐グリーンパワーから補助金交付申請書が提出され、県は翌26日に交付決定を通知した。

2 交通運輸政策課の説明  
委員監査において、交通運輸政策課は次のように説明し

ている。

(1) 事実認定について

昨年5月8日の事案に係る、報道や土佐電鉄の社内調査報告、インターネット映像など様々な情報について、一連の確認はしているが、現時点では事実認定といった行為は行っていない。

また、相手方に圧力をかけるために現役の指定暴力団の名前を出したとされる発言についても同様である。

(2) 文書照会の結果について

暴排規程に基づく文書照会の結果については、守秘義務があるので、公表はできない。

なお、今後の判断結果の公表については、県警の判断も踏まえて、総合的に判断していく。

(3) 立入検査等の実施について

補助金規則第23条に定められている立入検査の趣旨は、予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときに、補助事業者からの報告だけでなく、県として、より能動的に捕捉し、適切な指導監督をなし得るよう権限を定めたものとされている。

よって、補助事業者が排除対象者に該当するか否かを調査するために、当該規定を根拠として立入検査等を行うことは適切でなく、暴排条例に基づく公安委員会による調査を依頼すべきものとする。

(4) 補助金規則第4条第1項ただし書各号の解釈について

県としては、暴力団の情報を持ち得ていないので、県警に照会を行い、その結果を踏まえて第4条第1項ただし書に該当するか否かを総合的に判断することになる。

第4条第1項ただし書については、一般的に、相手方に圧力をかけるために現暴力団や暴力団員の名前を出した場合であっても、暴力団との意見の合致がない場合は、暴排条例第18条違反には該当しないと法務課から聞いている。つまり暴力団との意思疎通があれば該当することになる。

(5) 土佐電鉄への再調査要請について

4月16日に提出された土佐電鉄の報告書では、事実関係の調査範囲も限定的であり、評価に至る際の根拠などについても十分に言及されていないなど、未だ途中段階にあると受け止めており、より掘り下げた調査を行うよう要請した。

(6) 平成24年度以前の補助金の今後の取扱いについて  
県として、土佐電鉄に要請した第三者委員会による再調査の結果と、県警からの回答結果を踏まえて、補

助金返還の適否等について判断したいと考えている。  
 なお、平成24年度補助金のうち支出を保留しているものについては、5月31日の出納閉鎖まで支出を保留することとしているが、出納閉鎖までに一定の調査結果が出ない場合、返還もあり得ることを条件として、支出せざるを得ない。

(7) 平成25年度の補助金の取扱いについて

安全安心の施設整備事業（3,887万5千円）とバス運行対策費（1,679万円）の予算が凍結されている。

安全安心の施設整備事業については、7月上旬に発注しなければ、来年の3月までに整備が完了できないことが懸念される。

バス運行対策費については、6月末に国へ提出する「翌年度のバス路線維持に関する県の計画書」に県補助額などを記載する必要があり、国とも今後の対応策を協議している。

凍結解除については、再調査の状況や県警の判断などを踏まえて、適切に判断し、議会に諮る。

3 木材産業課の説明

委員監査において、木材産業課は次のように説明している。

平成25年度の土佐グリーンパワーへの補助金の執行凍結を解除した理由としては、役員体制の見直しにより同社の役員に執行凍結の原因となった関係者がいなくなったこと、新しい社長には50パーセントの最大出資者で社会的信用度も高い出光興産の関連会社である出光グリーンパワー株式会社の社長が就任し県森林組合連合会という公的な組織からの役員と併せて信頼性の高い役員体制となったこと、土佐グリーンパワーは新たに木質バイオマス発電事業を行うために本年1月に設立されたばかりの会社で過去のしがらみがないことなどから、総合的に判断して執行してもよい条件が整ったものと判断した。

4 組織犯罪対策課の説明

関係人調査において、組織犯罪対策課は次のように説明している。

(1) 暴排条例の適用について

暴排条例に抵触するか否かの判断について、個別の事案に関する具体的なコメントは差し控える。

判断については、それぞれの事例に基づき、個々具体的な事情に照らして総合的に判断をしているものである。

(2) 暴排規程第4条による照会及び回答について

暴排規程に定める排除措置対象者であるか否かの照会に対しては、照会時点での該当性の有無について警察機関が保有する資料を基に判断して回答している。

この情報等が漏洩すれば、以後の捜査活動等に多大な支障を及ぼすばかりでなく、該当性情報はその有無に関わらず、対象者の個人情報に該当し、漏洩することにより個人の権利を著しく害することになることから、暴排規程第7条に秘密保持を規定したものであって、同条にいう「業務に関し知り得た秘密」とは、第4条第1項に規定する照会により警察から回答を得た情報すべてであり、照会を行い、回答を得た行為自体を含むものと解している。

5 監査委員の判断

以上の監査結果に基づき、本件請求について次のとおり判断する。

今回の判断に当たっては、この事案が事業者及びその関係者の社会的信用に及ぼす影響が大きいため、特に慎重かつ十分な調査に基づく事実認定、県警本部等の専門的見解等を踏まえて行う必要があるが、「1の(4)」のとおり県が要請している第三者委員会による再調査の報告がまだ行われておらず、「2の(1)」のとおり県としての事実認定が行われていない。また、関係人調査でも「4の(1)、(2)」のとおり判断の基となる情報が得られなかった。このような状況の中で、法第242条第5項に定める期限を念頭に置いて監査したものである。

(1) 平成20年度から平成24年度までの土佐電鉄に対する補助金

請求人の主張は、平成24年5月当時の取締役社長及び取締役会長の行動・発言が補助金規則第4条第1項ただし書各号のいずれかに該当するとし、補助金の返還を求めているものと解される。

しかし、「1-(3)のア」の補助金のうち平成20年度から平成22年度までの補助金（平成22年度鉄道軌道輸送高度化事業費補助金を除く。）については、「1-(2)-ウの(ウ)」のとおり、暴力団の排除に関する規定は適用されないため、交付決定の取消し及び返還命令の根拠はない。

また、上記以外の補助金については、暴力団の排除に関する規定は適用されるものの、第4条第1項ただし書第2号（暴排条例第18条の規定に違反した事実があるとき）の解釈運用として、暴力団の利用は、あくまで当該暴力団との意思疎通が前提にあってのものであるという執行機関の説明（2の(4)）は一定理解できること、事実関係の再調査を要請した土佐電鉄から報告書が提出されていないこと等の事情を考慮すると、現時点において、第4条第1項ただし書各号に該当するかどうかを判断することは困難であり、同項に違反した交付決定になるとまでは言えない。

したがって、当該補助金の支出が違法・不当とは認められないので、交付決定の取消し及び返還命令の理由は無い。

(2) 平成25年度予算措置されている土佐電鉄に対する補助金

請求人は、補助金の支出差止めを求めている点を除き、(1)と同じ主張をしているものと解される。

しかし、(1)と同様、現時点において、第4条第1項ただし書各号に該当するかどうかを判断することは困難であり、同項に違反する交付決定になるとまでは言えない。

したがって、当該補助金の支出が違法・不当とは認められないので、支出差止めの理由は無い。

(3) 平成25年度予算措置されている土佐グリーンパワーに対する補助金

請求人の主張は、平成24年5月当時の土佐電鉄取締役社長の行動・発言が補助金規則第4条第1項ただし書各号のいずれかに該当し、同氏は土佐グリーンパワーの代表取締役であるので、補助金の支出差止めを求めているものと解される。

しかし、「1の(4)、3」のとおり、土佐グリーンパワーは平成25年1月に設立されたこと、同氏は同年4月16日に代表取締役を退任していること、当該補助金の交付申請は同月25日に行われたものであること等から、同社については第4条第1項ただし書各号のいずれにも該当しない。

したがって、当該補助金の支出が違法・不当とは認められないので、支出差止めの理由は無い。

以上のことから、本件における請求人の主張はいずれも理由がないものと判断する。

第4 知事に対する意見

今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

今回の件に関しては、既に報道によって暴排規程による照会事実が公にされ、法人名も報じられているような特別な事例であり、県民の関心も高く、県としては、暴力団排除を推進する観点から、今後の調査結果、それに基づく措置及びその判断理由等について、県民への説明責任を果たすよう強く望むものである。

また、補助金規則第23条に基づく立入検査について、「第3-2の(3)」のとおり執行機関は「当該規定を根拠として立入検査等を行うことは適切でなく、暴排条例に基づく公安委員会による調査を依頼すべきもの」としているが、公安委員会による調査は利益供与等に係るもので威力利用は対象とならないことも踏まえ、再調査を要請した土佐電鉄からの報告書の内容によっては、補助金執行者として同条に基づく立入検査等を行う

ことを検討されたい。



-----  
正 誤  
-----

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平25・3・28	号外12	◎規則	7	左 (37)	<u>(13)</u>	<u>(14)</u>
				左 (40)	<u>(14)</u>	<u>(15)</u>
				右 (15)	<u>(15)</u>	<u>(16)</u>
				右 (26)	<u>(16)</u>	<u>(17)</u>
				右 (29)	<u>(17)</u>	<u>(18)</u>
				右 (33)	<u>(18)</u>	<u>(19)</u>
				右 (36)	<u>(19)</u> (1)から <u>(18)</u> まで	<u>(20)</u> (1)から <u>(19)</u> まで
平25・5・31	9545	◎規則	2	左	構造及び設備の概要	構造及び施設の概要
				6	右	構造及び設備の概要
		○告示	11	右 (5)	宿毛市和田字長畑山3917の4・3917の5（以上2筆国有林）	宿毛市和田字長畑山3917の4、3917の5